

公委第7004/2号

放置違反金納付命令公示送達書

道路交通法第51条の4第18項の規定に基づき、道路交通法第51条の4第4項の規定による放置違反金納付命令を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので通知します。

なお、放置違反金納付命令書及び納入通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、来訪の上、受領してください。

令和8年10月9日

京都府公安委員会



記

1 放置違反金の納付期限

令和8年10月23日 まで

2 放置違反金納付命令を受ける者及びその件名

放置違反金納付命令を受けるべき者の氏名	件名
饗庭 裕之	放置違反金の納付命令に関する件 (第 61-128-260518-696004 号)
伴 佑亮	放置違反金の納付命令に関する件 (第 61-128-260518-697001 号)

放置違反金納付命令を受けるべき者の氏名	件名

注： この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。